

## 治験審査委員会委員委嘱書

\_\_\_\_\_ 殿

東京都港区六本木5-5-1  
六本木ロアビル11階  
新赤坂クリニック

\_\_\_\_\_ 印

下記の要領により、治験審査委員会委員として委嘱いたしたく、ご承諾くださいますようお願い申し上げます。

— 記 —

委 嘱 名： 治験審査委員会 委員

委嘱期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

委嘱依頼機関： 新赤坂クリニック

委員の責務：

- (1) 治験審査委員会は、「治験の原則」に従って、全ての被験者の人権、安全及び福祉を保護しなければならない。
  - (2) 治験審査委員会は、社会的に弱い立場にある者を被験者とする可能性のある治験には特に注意を払わなければならない。
  - (3) 治験審査委員会は、倫理的、科学的及び医学的妥当性の観点から治験の実施及び継続等について審査を行わなければならない。
  - (4) 審査委員会委員は、被験者に関する守秘義務を負う。治験依頼者から供された資料、情報及び治験結果に関しても同様である。
- 上記(1)から(4)に基づいて審査を行い、承認する、修正の上で承認する、却下する、既承認事項を取り消す、保留の審査結果を導きだすものとする。

以上